



# 埼玉県報

第 555 号  
令和 6 年(2024 年)  
10 月 4 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 総合リハビリテーションセンター使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務委託に関する告示（総合リハビリテーションセンター）
- 総合リハビリテーションセンター使用料及び手数料の収納事務委託に関する告示（総合リハビリテーションセンター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）

## 告 示

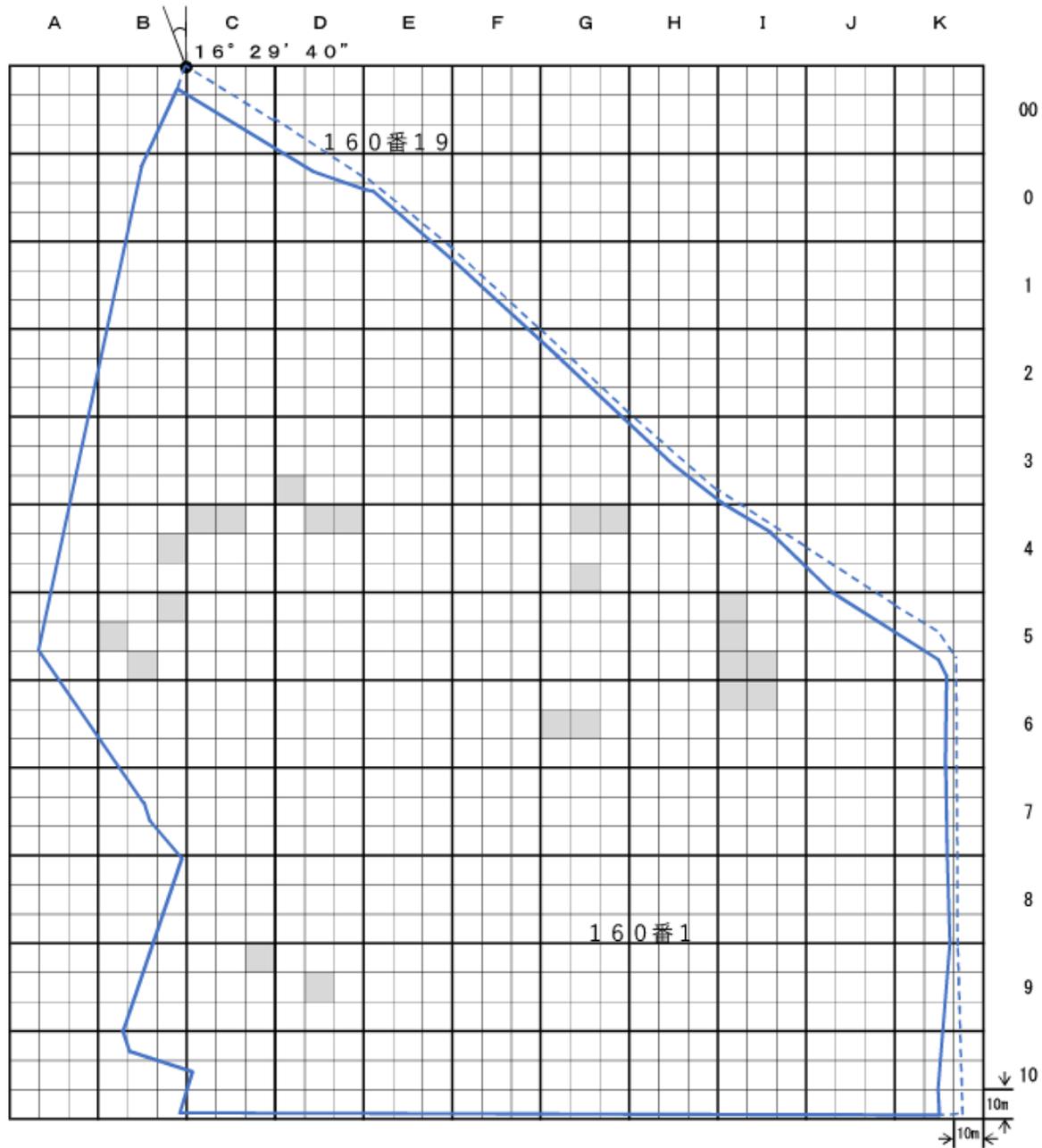
### 埼玉県告示第千百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県入間市向陽台一丁目百六十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



- 起点  
00 起点は埼玉県入間市向陽台一丁目160番19の最北端とする
- 0 格子の回転角度  $16^{\circ} 29' 40''$
- 1 敷地境界
- 2 地番境界



3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
10m  
10m

# 告 示

## 埼玉県告示第千百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

古屋 佑一郎	大谷 卓也	藤卷 裕久	前田 幸英	黄田 忠義	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしゃく機 能障害	聴覚障害、音声・言 語機能障害、そしゃ く機能障害	指定障害区分
脳神経内科	整形外科	整形外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	診療科名
防衛医科大学校病院	医療法人 埼玉成恵会 病院	春日部市立医療センタ―	埼玉医科大学病院	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センタ ―	医療機関の名称
所沢市並木三―二	東松山市石橋千七百二 十一	春日部市中央六―七― 一	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	朝霞市溝沼千三百四十 ―一	医療機関の所在地
令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	指定年月日

名和 達郎	角谷 真	鳥谷部 真史	佐々木 源	伊藤 賢太郎
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
療 小児科、訪問診	整形外科	脳神経内科	整形外科	整形外科
戸田本町クリニック 医療法人社団朋百会	病 院 医療法人徳洲会 皆野	はなさき診療所 医療法人社団真誠の樹	上尾中央総合病院 医療法人社団愛友会	埼玉医科大学病院
六 戸田市本町三―九―十	三十一―一 秩父郡皆野町皆野二千	―十三 加須市花崎北一―十六	上尾市柏座一―十一―十	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八
令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日

諸井 雅男	佐々木 渉	萩原 秀明	中村 日出彦	齊藤 陽子
心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由
内科、循環器内 科	心臓内科	内科・循環器内 科	循環器内科	内科・リハビリテ ーション科
医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	埼玉医科大学国際医療 センター	谷塚駅はぎわら内科クリ ニック	医療法人三愛会 三愛 会総合病院	医療法人徳洲会 皆野 病院
三郷市中央四―五―一	日高市山根千三百九十 七―一	草加市谷塚一―一―二 十三	三郷市彦成二―三百四 十二	秩父郡皆野町皆野二千 三十一―一
令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日

和久井 大	島矢 和浩	遠藤 駿	坂卷 裕介	田部井 彬史
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
呼吸器内科	呼吸器内科	呼吸器内科	腎臓・内分泌代 謝内科	腎臓内科
医療法人誠壽会 上福岡 総合病院	草加市立病院	草加市立病院	防衛医科大学校病院	日本赤十字社 深谷赤 十字病院
一 ふじみ野市福岡九百三十	一 草加市草加二―二十一	一 草加市草加二―二十一	所沢市並木三―二	一 深谷市上柴町西五―八
令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日

福田 悠一	瀧下 智恵	青木 雅典	岡 大祐	大井 悠
ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害
泌尿器科	外科	泌尿器科	泌尿器科	外科
医療法人修志会 ファミ リークリニック春日部	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	医療法人桂水会 岡病 院	医療法人桂水会 岡病 院	埼玉県立がんセンター
春日部市備後西三―七 ―二十三	戸田市本町一―十九― 三	本庄市北堀八百十	本庄市北堀八百十	北足立郡伊奈町小室七 百八十
令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日	令和六年九月十八日

大山 弘晃	池端 昭慶
肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
消化器内科	外科
嵐山病院 医療法人蒼龍会 武蔵	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院
東松山市上唐子千三百 十二―一	和光市諏訪二―一
令和六年九月十八日	令和六年九月十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第千百八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

島田 芳隆	河野 雄亮	山口 博	鎌田 智彦	佐藤 信之	医師の氏名
じん臓機能障害	視覚障害	肢体不自由	心臓機能障害	視覚障害	指定障害区分
北里大学メディカルセンター	北里大学メディカルセンター	医療法人 山口内科クリニック	医療法人寿鶴会 菅野病院	北里大学メディカルセンター	医療機関の名称
北本市荒井六一百	北本市荒井六一百	鴻巣市本町四一―十一	和光市本町二十八―三	北本市荒井六一百	医療機関の所在地
令和六年六月二十日	令和六年三月三十一日	令和五年十月三日	令和五年四月三十日	令和元年九月三十日	辞退年月日

村木輝	若山徹	沖永明	高柳裕子
肝臓機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	肢体不自由	視覚障害
蓮田病院 医療法人社団顕正会	わかやま耳鼻咽喉科 クリニック	医療法人社団永和会 沖永整形外科	上尾眼科
蓮田市根金千六百六十二一	鴻巣市本町三十一十六	戸田市新曾八百九十六一レクセル戸田	上尾市上町一十一十五
令和六年九月三十日	令和六年八月二日	令和六年七月三十日	令和六年七月二十九日

# 告示

## 埼玉県告示第千百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県総合リハビリテーションセンターの使用料・手数料及び物品売払代金の収納事務	株式会社ソラスト 東京都港区港南二丁目十五番三号 品川インターシテ IC棟十二階	令和六年十月一日から 令和九年十月一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十月一日

三 委託をした日

令和六年十月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千百十号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県総合リハビリテーションセンターの使用料及び手数料の収納事務	株式会社ソラスト 東京都港区港南二丁目十五番三号 品川インターシテ IC棟十二階	令和六年十月一日から 令和九年十月一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十月一日

三 委託をした日

令和六年十月一日

# 告 示

## 埼玉県告示第千百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―三八―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字石橋字庚塚千六百七十五番地外三十筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百十二・八二八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇二一〇・〇〇七四立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>路線名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀬町大字長瀬字高野一一八番三地从先から同郡同町大字長瀬字橋場三一三番土地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年十月四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年十一月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四一〇・〇〇メートル</p>